

損害保険会社用治療依頼状（治療依頼承諾書；研究会発行返信用書面） について

交通事故被害者に必要な歯科処置を歯科医療機関が行うに当たって、これまでは、損害保険会社事故担当者の電話だけの口頭による治療依頼に対して、無条件で応急処置を行ってきたのが現状だと思います。しかし、このような証拠に残らない状況下での応急処置に対して、損害保険会社と歯科医療機関との間でトラブルを生じていることも現実です。そこで被害者のために、これまでの歯科医療機関としての保険会社との対応のあり方を、反省すべき事と考えています。今後、書面にて手続きを踏むことは、自然であり当然の事と考えていますので、現状に応じて可及的に手続きを行い、被害者に必要な応急治療がなされることを希望いたします。

この治療依頼状は、事故被害者が事故に伴う咬合異常等の応急処置を訴えて医療機関を来院された時に、損害保険会社の歯科医療機関への治療依頼状作成を簡潔にさせてもらうことにより、被害者が必要な応急処置等をすぐに受けられるようにするための歯科医療機関側の対応策です。日本歯科鞭打ち症研究会では、会員全員がこの書面記載内容に準じた治療依頼書を損害保険会社から受けてから、治療を行うことをお勧めしています。また、将来は被害者のために日本全国の歯科医療機関の参考資料となることを目的としています。

会員の中での調査実態（2013年10月現在）

1) 研究会発行の返信用書面に対し、承諾を頂いた損害保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 A 支店

三井住友海上火災保険株式会社 B 支店

三井住友海上火災保険株式会社 C 支店

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 A 支店

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 B 支店

全国共済農業協同組合連合連盟 A 支店

セコム損害保険株式会社 A 支店

2) 返信用書面またはそれに準ずる書面提出に対して承諾頂けなかった損害保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 A 支店

東京海上日動火災保険株式会社 B 支店

東京海上日動火災保険株式会社 C 支店

日本興和損害保険株式会社 A 支店

日本興和損害保険株式会社 B 支店

3) 返信用書面やそれに準ずる書面による損害保険会社からの治療依頼・承諾の返信はなされた。しかし、その書面に基づいて行った応急処置後に、損害保険会社から請求のあった診断書や応急処置費等を書面にて提出したにも関わらず、未だ応急治療費支払いはなされず状態か、または損害保険会社委任弁護士に歯科医療機関への対応依頼をされた損害保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 E 支店

東京海上日動火災保険株式会社 F 支店

東京海上日動火災保険株式会社 G 支店

日本興和損害保険株式会社 C 支店

損保ジャパン A 支店

上記報告は、これまでに研究会会員の方が提示した参考依頼状の書面内容に対する各損害保険会社の対応結果をまとめたものです。ご協力を頂けなかった損害保険会社に、必ずしも問題があるとは言いきれません。各損害保険会社、さらには各支店や担当者ごとに対応もまちまちであり、現実問題として上記の現状が生じていることはご周知頂き、各損害保険会社と対応されることをお勧めします。

日本歯科鞭打ち症研究会会員へのご要望：

当研究会が作成した損害保険会社用治療依頼状に対し、各保険会社において様々な対応が見られます。すべての損害保険会社が依頼状を承諾されるとは言えませんので、ご留意ください。また、治療依頼状配信後にどのような対応が見られたかを、会員の先生方は事務局にご連絡下さい。その詳細を日本歯科鞭打ち症研究会として調査させて頂き、全国会員の増加に伴う参考資料に致します。